

単 価 契 約 書

茨城県立中央病院（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、放射線（X線、 γ 線、 β 線、高速中性子、熱中性子線）の被ばく線量の検査測定について、次のとおり契約を締結する。

第1条 乙は、甲が指定する者について、毎月1回定期的に検査測定し、その結果を既定報告書により甲に報告する。また、結果はExcelデータでメールにても報告するものとする。

第2条 契約金額は次のとおりとする。

品 名	単 価	備 考
X・ γ 、 β 線測定用（バッジタイプ）	円（税抜き）	1名、1回の単価とし、測定器料、測定料、郵便料、既定報告書の作成を含む
高速中性子・熱中性子X・ γ 、 β 線測定用	円（税抜き）	
X・ γ 又は β 線測定用（リングタイプ）	円（税抜き）	
X・ γ 、 β 線測定用（防護ゴーグル内）	円（税抜き）	

第3条 契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

第4条 測定料の支払いは、1ヶ月毎に取りまとめて行うこととし、消費税については、合計金額に10%上乗せし1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

2 甲は、乙の適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に測定料を支払うものとする。

3 甲の責に帰する事由により、前項の期限内に支払いがなかった場合には、乙は、その請求金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が、銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

第5条 乙は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県病院局会計規程第107条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、甲は、乙の契約保証金の全部又は一部を免除する。

第6条 甲及び乙は、委託業務の履行に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解約された後も同様とする。

第7条 乙は、委託業務を実施するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用する同条第1項及び第67条の規定の厳守に関し必要な措置を講ずるほか、特約事項を遵守しなければならない。

第8条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は業務等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

第9条 甲は、乙が契約事項に相違すると認めたときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、損害賠償その他何等異議を申し立てることはできない。

第10条 甲は、検査測定用品を万一、甲の重大な過失により破損又は紛失した場合には、当該用品類のその時点の評価額により、乙に保障するものとする。

第11条 この契約に疑義が生じたとき、及びこの契約に定めのない事項については甲乙協議のうえ定めることとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 茨城県笠間市鯉淵6528
茨城県立中央病院
病院長 島居 徹

乙

《別 記》

個人情報の保護に関する特約事項

1 乙の責務

この契約の履行に当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

この契約を履行するため個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

4 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

この契約を履行するため収集・作成した個人情報は、この契約を履行するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

5 個人情報の複製等の制限

この契約を履行するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持出しを行うときは、甲の承諾を受けなければならない。

6 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

7 返還義務

この契約を履行するため甲から提供された個人情報が記録された資料等(複写、複製したものを含む。)は、契約期間の終了後、速やかに甲に返還しなければならない。

8 不要情報の廃棄

この契約を履行するために収集した個人情報は、その者に係る事務が完結した年度から5年を経過したときは、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄すること。

9 本特約事項に違反した場合の措置

甲は、乙が本特約事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償を請求することができる。